

福島第二原子力発電所の現況(2017年11月22日掲載)

防火区画の点検を行いました

当社柏崎刈羽原子力発電所2号機で、防火区画*に設定している壁の貫通部において、防火処置が施されていない箇所が計2箇所あることを確認しました。

(2017年7月12日お知らせ済み)

これを踏まえ、福島第二原子力発電所においても、2017年8月7日から防火区画における壁貫通部等の防火処置の状況について点検を行うこととしました。

(2017年8月4日お知らせ済み)

その後、点検が完了し、結果を取りまとめましたので、お知らせします。

今回、防火区画(調査建物数34棟)の点検を行い、1号機タービン建屋1階機械工作室と3・4号機コントロール建屋3階中央操作室前ハッチエリアの2箇所について、防火処置が施されておらず建築基準法に適合しないことを確認しました。

当該箇所については、速やかに防火処置を実施するとともに、処置が完了するまでの間は、当該エリアでの火気使用制限、可燃物の仮置き禁止などの火災発生防止対策を講じます。

* 防火区画

建築物で火災が発生した時に火災の拡大および煙の伝播を防ぐことを目的として、耐火構造等の壁や床等で区切られた区画。

○防火処置未実施箇所



1号機タービン建屋 1階機械工作室



3・4号機コントロール建屋 3階中央操作室前ハッチエリア